

平塚市環境基本計画等改定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、平塚市環境基本計画等改定業務委託の公募型プロポーザルによる委託先の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 平塚市環境基本計画等改定業務委託
- (2) 発注者 平塚市
- (3) 業務の内容 別紙「平塚市環境基本計画等改定業務委託仕様書」による。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月25日まで
- (5) 契約限度額 8,930,000円(消費税及び地方消費税含む)
 - 令和6年度 4,350,000円(税込)
 - 令和7年度 4,580,000円(税込)

3 事業者選定の方式について

本業務は、脱炭素社会実現に関する国の動向や社会情勢等を踏まえて、環境基本計画及び事務事業編を改定するのに必要な業務支援を目的としており、業務の性質及び目的が価格のみによる競争入札に適さないものである。

そのため、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定することが望ましいため、別紙「平塚市環境基本計画等改定業務委託公募型プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)」に基づき、公募型プロポーザル方式を採用する。プロポーザルへの参加者が本市に提出した企画提案書、見積書、並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、優先交渉権者を特定する。その後優先交渉権者と協議の上、契約を締結して、事業を推進する。

4 参加資格

本公募型プロポーザル方式による選考に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例(平成23年平塚市条例第9号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度、上記(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、上記(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 過去5年以内(令和元年度から令和5年度)に、地方公共団体等の環境分野の計画策定業務を元請として完了した実績を有していること。

5 実施スケジュール

日時	内容	備考
4月30日(火)	公募公告開始	実施要領、審査要領、仕様書

		及び参加表明書等様式をホームページで公表
5月15日(水)	質問書の提出期限	eメールのみ 正午必着
5月20日(月)	質問書に対する回答	eメールにて 15:00頃(予定)
5月28日(火)	参加表明書の提出期限	持参又は郵送 17:00必着
5月30日(木)(予定)	審査会(提案者選定) 3日後を目安に要請通知又は非選定通知を発送	1次審査(要件審査)
6月19日(水)	企画提案書 提出期限	平塚市環境政策課に企画提案書8部を郵送又は持参 17:00必着
6月26日(水)(予定)	プレゼンテーション及び 審査会(提案者特定)	2次審査
6月下旬(予定)	審査結果の通知・公表	郵送による
7月上旬(予定)	契約	
令和7年2月下旬	事務事業編の納品	
令和8年3月上旬	環境基本計画の納品	
令和8年3月25日(水)	委託契約終了	

6 説明会について

説明会は実施しない。事業に対する質問などは、次の「7 質問について」を参照すること。

7 質問について

質問は、eメール(様式任意)により次のとおり受け付けることとする。この他の方法では、事業に関する質問は受け付けない。

なお、全ての質問について、質問を提出した全ての事業者にeメールで回答する。

事項	内容
提出期間	令和6年4月30日(火)～5月15日(水)正午必着
提出方法	eメールのみ(質問の到着確認は、電話にて連絡すること。)
提出先	要領末尾に記載の担当課へ提出
回答期日	令和6年5月20日(月)15:00頃(予定)

8 応募方法等について

(1) 参加表明について

本公募に参加する場合は、次のとおりプロポーザル提案参加表明書(第1号様式)の提出を行うこと。

事項	内容
提出期間	令和6年5月21日(火)～5月28日(火)17:00必着
提出方法	持参又は郵送
提出先	要領末尾に記載の担当課
提出部数	1部(会社の概要が分かるものを1部添付すること。)
作成方法	市ウェブページから様式をダウンロードし、作成すること。

(2) 企画提案書等の提出について

参加表明書の提出を行った団体のうち、企画提案書の提出者となった事業者は、次のとおり企画提案書提出届(第7号様式)に企画提案書及び見積書を添付し、提出すること。

事項	内容
提出期間	令和6年6月3日(月)～6月19日(水)17:00必着

提出方法	持参又は郵送
提出先	要領末尾に記載の担当課へ提出
提出部数	各 8 部
作成方法	A 4 又は A 3 サイズで作成し、様式は、任意とする。 提出後、変更等が生じた場合は、遅滞なく、報告すること。

- ア 企画提案書の内容
企画提案書は、審査要領の別紙として掲載した審査項目、評価内容及び仕様書に対応した記載とすること。
- キ 見積書の内容
内訳を詳細に記載すること。
- ク 参考資料
会社の概要がわかるものを参考資料として各 1 部添付すること。

9 選考方法等

(1) 1次審査

参加表明書及びその添付書類により要件審査を行い、要件を満たす者が、次の「(2) 2次審査」に必要な書類を提出できるものとする。なお、1次審査の結果は、令和6年5月30日(木)以降に書面で通知する。

(2) 2次審査

企画提案書及び見積書を提出した者に対して、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 期日 令和6年6月26日(水) 予定

イ 方法 持ち時間を30分とし、内容説明20分以内、質疑10分程度とする。

(3) 審査方法及び審査項目について

審査要領のとおり

10 審査結果について

令和6年6月下旬(予定)に審査結果を公表し、参加者へ書面で通知する。

11 契約について

審査要領に基づき優先交渉権者を特定し、協議の上、令和6年7月上旬(予定)に契約する。

12 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、その者を失格とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講ずるものとする。

- (1) 他の提案者と提案内容等について相談すること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行うこと。

13 その他

- (1) 本件プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本件プロポーザルへの参加にあたっては、グリーン購入及び環境配慮に努めること。
- (3) 提出書類の作成のために本市から受領した資料は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 市は、提出された書類を、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用することはない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された書類について、平塚市情報公開条例(平成14年12月20日条例第24号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 事業者は、本委託業務に係る情報について適切に管理すること。また、万が一、情報漏えい事故等が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。

14 事務担当課、書類等の提出先

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市環境部環境政策課

メール：kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

電話：0463-21-9762（環境政策課直通）